

令和7年度 第3回

# 久留米市国民健康保険事業の運営に関する協議会

日時: 令和8年1月26日(月)13時30分

場所: 商工会館5階大ホール

### 3 諮問事項説明

- (1) 令和8年度国民健康保険事業費納付金の本算定結果について
- (2) 令和8年度保険料に関する制度改正について
- (3) 令和8年度久留米市国民健康保険料率等について（諮問内容）

**(1) 令和8年度国民健康保険事業費納付金の  
本算定結果について**

(1) 令和8年度国民健康保険事業費納付金・標準保険料率の本算定結果について

## 令和8年度の納付金（本算定）

■ **納付金 85.8億円** (対前年度 + 0.9億円)

※ 令和8年度仮算定: 88.0億円

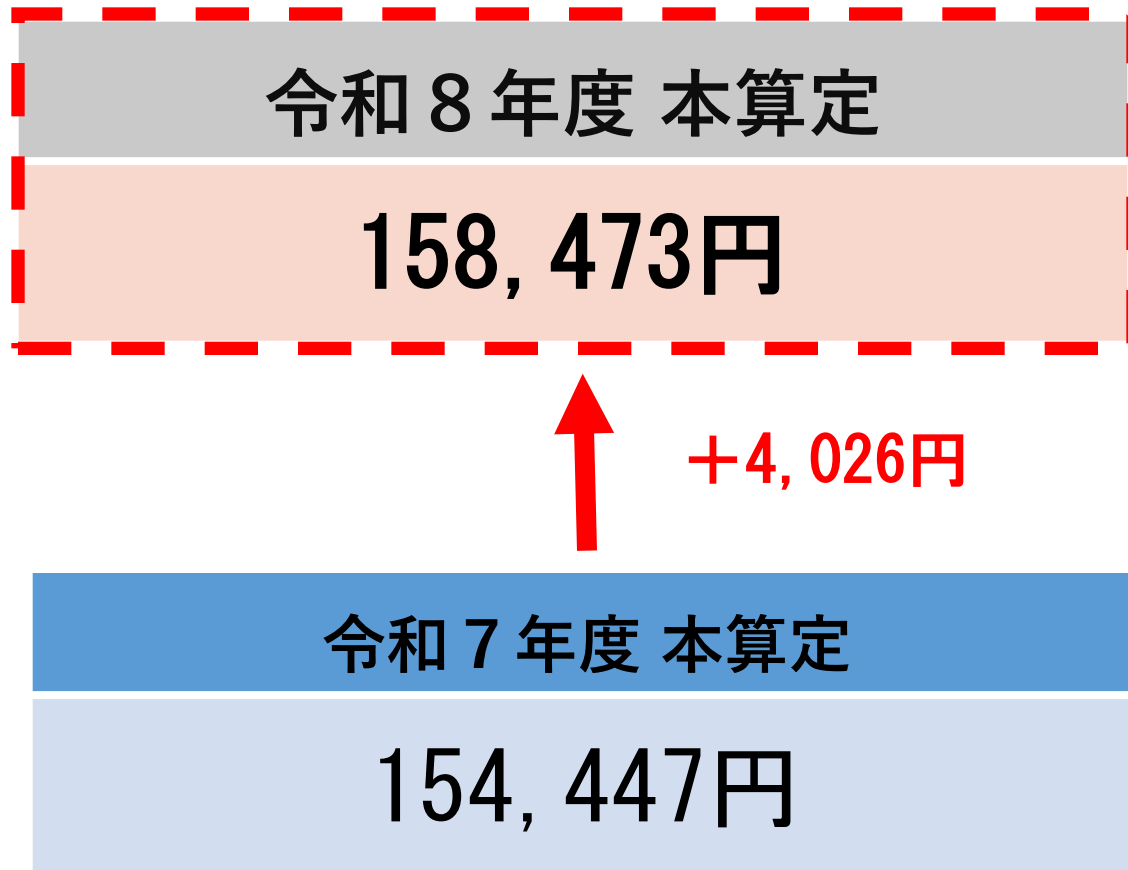
※ 令和7年度納付金: 84.9億円

### 【納付金の推移】

(単位: 億円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総額	89.6	88.5	90.9	88.9	84.9	85.8
(対前年度)	▲ 2.6	▲ 1.1	2.4	▲ 2.0	▲ 4.0	0.9
医療	63.4	63.6	64.1	61.4	59.0	58.3
(対前年度)	▲ 3.3	0.2	0.5	▲ 2.7	▲ 2.4	▲ 0.7
後期支援	18.6	18.1	19.9	20.5	19.3	19.2
(対前年度)	0.2	▲ 0.5	1.8	0.6	▲ 1.2	▲ 0.1
介護	7.6	6.8	6.9	7.0	6.6	6.6
(対前年度)	0.5	▲ 0.8	0.1	0.1	▲ 0.4	0.0
子ども	-	-	-	-	-	1.7
(対前年度)	-	-	-	-	-	1.7

(1) 令和8年度国民健康保険事業費納付金・標準保険料率の本算定結果について  
久留米市の一人当たり納付金の前年度比較



- 一人当たり納付金は、前年度より4,026円 (+2.6%) の増額となっている。
- 増額の内訳は、子ども・子育て支援金分が3,217円、それ以外が809円。

(1) 令和8年度国民健康保険事業費納付金・標準保険料率の本算定結果について

福岡県内市町村の一人当たり納付金状況（本算定）

順位	市町村名	令和8年度本算定 一人当たりの金額 (円)
1	A	174,206
2	B	170,863
3	C	170,430
<hr/>		
17	D	158,747
18	久留米市	158,473
19	E	158,192
<hr/>		
58	X	126,190
59	Y	122,516
60	Z	119,423
県計	県平均	155,848

- ・一人当たり納付金は、県内平均額を約2,600円上回っている。
- ・順位は7年度（17位）より下がっており、県内平均額は7年度（151,402円）より約4,400円増加している。

(1) 令和8年度国民健康保険事業費納付金・標準保険料率の本算定結果について

歳出見込額

<p><b>令和8年度納付金(本算定) 85.8億円</b></p> <p>(医療分:58.3億円、後期支援分:19.2億円、介護分:6.6億円、子ども分:1.7億円)</p>	<p>保健 事業等</p>
	<p>2.2億円</p>

<p>納付金 ……約<b>85.8億円</b></p> <p>国保運営に必要となる額 ……約<b>56.8億円</b></p> <p>剰余金の決算見込み額(第3四半期) ……約<b>12.4億円</b></p>
---



歳入見込額

市町村向け公費(31.2億円)					
①保険者 支援制度	②特別調整 交付金等	③保険者 努力支援 制度	④保険料軽減	<b>保険料</b>	<b>剰余金</b>
6.7 億円	11.6 億円	1.6 億円	11.3億円	<b>56.3億円</b>	<b>0.5 億円</b>

●令和8年度は剰余金を活用し、医療・後期・介護分の現在の保険料水準に、子ども・子育て支援金分を加算する。

# (1) 令和8年度国民健康保険事業費納付金・標準保険料率の本算定結果について

## 子ども・子育て支援金分の保険料率

### 【県が算定した標準保険料率】

所得割	0.28%
均等割 ※1	1,052円
18歳以上均等割 ※2	77円
平等割	1,051円

標準保険料率  
をもとに、設定

### 【久留米市が設定する保険料率】

所得割	0.28%
均等割 ※1	1,000円
18歳以上均等割 ※2	100円
平等割	1,100円

※1 被保険者全員に賦課する均等割で、18歳未満被保険者は全額軽減。

※2 18歳以上均等割は「※1の軽減分の負担」として、18歳以上被保険者のみ賦課。

(注) 18歳未満被保険者は18歳に到達した年度の末日までの被保険者。18歳以上被保険者はそれ以外の被保険者をいう。

- ・ 県が示す標準保険料率をもとに、久留米市の保険料率を設定する。
- ・ 県が示す標準保険料率は、均等割（※1と※2の合計額）、平等割の金額が1円単位のため、10の位を四捨五入をして100円単位とする。
- ・ 子ども・子育て支援金は、令和10年度まで段階的に加算されるため、令和9年度、10年度も改定が必要となる見込み。

## (1) 令和8年度国民健康保険事業費納付金・標準保険料率の本算定結果について

### モデル世帯での試算

区分	子ども・子育て支援金分に係る保険料
所得が120万円で40歳代の夫婦と小学生の子どもが2人いる世帯 (5割軽減、子どもの均等割全額軽減)	3,800円
所得が90万円の70歳代の単身世帯 (2割軽減)	3,000円
所得が200万円の40歳代の夫婦の世帯 (軽減なし)	7,600円

## **(2) 令和8年度保険料に関する制度改革について**

## (2) 令和8年度の保険料に関する制度改正について

### ① 国民健康保険料賦課限度額の引き上げ

	改正前	改正後
医療給付費分	66万円 	<b>67万円</b>
後期高齢者 支援金等分	26万円	26万円
介護納付金分	17万円	17万円
子ども・子育て 支援金分	—	<b>3万円</b>
合計	109万円 	<b>113万円</b>

## (2) 令和8年度の保険料に関する制度改革について

### ② 国民健康保険料の軽減の対象となる所得基準の拡充

世帯の所得が決められた基準額を下回る場合、保険料（均等割・平等割）の軽減を受けることができる。この基準額の算定に用いる、被保険者の人数に乘じる額の引き上げにより保険料の軽減対象者が拡充。

	改正前	改正後
5割軽減	【基礎控除額 43万円+ <b>30.5万円</b> × 被保険者数+ 10万円 × (給与所得者等の数 <sup>※1</sup> - 1)】 以下	【基礎控除額 43万円+ <b>31万円</b> × 被保険者数+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】 以下
2割軽減	【基礎控除額 43万円+ <b>56万円</b> × 被保険者数+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】 以下	【基礎控除額 43万円+ <b>57万円</b> × 被保険者数+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】 以下

※1 給与所得者等とは同一世帯の被保険者または世帯主が給与所得または年金所得がある場合に適用。

保険料の調定額は減少するが、この減少分は一般会計繰入金から補填されるため国保財政への影響はない。

**(3) 令和8年度久留米市国民健康保険料率等について  
(諮問内容)**

(3)令和8年度久留米市国民健康保険料率等について(諮問内容)

- ① 子ども・子育て支援金分を新たに賦課・徴収する。保険料率等は以下のとおりとする。

所得割率：0.28%                      均等割額：1,000円  
18歳以上均等割額：100円              平等割額：1,100円

- ② 医療給付費分（基礎賦課分）、後期高齢者支援金等分、及び介護納付金分の保険料率等については、いずれも現行のまま据え置きとする。

- ③ 賦課限度額については、国の基準とする。

【国の基準額】

賦課限度額	改正前	改正後
医療給付費分（基礎賦課分）	66万円	67万円
後期高齢者支援金等分	26万円	26万円
介護納付金分	17万円	17万円
子ども・子育て支援金分	—	3万円
合計	109万円	113万円

## 4 審議

(1) 令和8年度久留米市国民健康保険料率等の  
諮問について

# 4 審議

## (2) 答申の附帯意見について

### 【参考】 前回(令和6年度)の附帯意見

#### (1) 納付金上昇抑制のための取り組み

被保険者数の減少に伴い、保険料収納額が減少していく一方、一人当たりの国民健康保険事業費納付金は医療費の増加の影響を受け、増加傾向が続いていくと懸念される。

国民健康保険財政の安定化のためにも、納付金上昇の状況を踏まえたうえで国に対して財政措置を要望すること。

#### (2) 医療費適正化の推進

国民健康保険事業の安定的な運営、並びに被保険者の健康保持・増進のためには、医療費適正化に向けた取り組みが重要である。

このため、データヘルス・特定健康診査等実施計画に基づいた保健事業や特定健康診査、ジェネリック医薬品の普及・促進等の取り組みを計画的に展開すること。

また、取り組みに際しては、情報発信を積極的に行うことで、市民の健康意識の醸成を図り、健康寿命の延伸に努めること。

#### (3) 保険料収納率向上対策の推進

保険料収納率は、すでに高い水準にあるが、安定的な歳入確保のためにはこの水準を維持していくことが重要である。

このため、今後においても納付環境の整備や滞納整理事務の適時適切な実施など、収納率向上に向けた対策の推進に取り組むこと。

#### (4) 子ども・子育て支援金に係る対応

令和8年度から加算される子ども・子育て支援金については、制度の周知及び被保険者負担の軽減のため、国に対して十分な情報提供や財政支援を行うよう要望すること。

また、市においても、市民への丁寧な制度周知の対応を行うこと。

# 答申について

## 【答 申】

日 時 : 令和8年2月6日(金) 13:00~

会 場 : 市長応接室

内 容 : 諮問に対する答申